

1	施設へのごみ投入は、当該施設の処理能力を超えないように行なうものとします。
2	ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合します。
3	燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うものとします。
4	燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保ちごみを焼却します。
5	焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように焼却します。
6	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させます。
7	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くします。
8	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
9	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却します。
10	集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
11	冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去します。
12	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が100ppm以下となるようにごみを焼却します。
13	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録します。
14	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が、第一工場は5ng-TEQ/Nm ³ 以下、第二工場は10ng-TEQ/Nm ³ 以下となるようにごみを焼却します。
15	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上測定し、かつ、記録します。
16	煙突から排出される排ガス中のばいじん量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を、第一工場は二ヵ月に一回以上、第二工場は六ヵ月に一回以上測定し、かつ、記録します。
17	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにします。
18	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留します。
19	ばいじんの薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじんと薬剤を均一に混合します。
20	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えます。